

東京税理士会青梅支部「無料税務相談会」のお知らせ

税理士が、税に関するご相談に個別に応じます（秘密厳守）。

【日時】 1月15日(火)午後1時30分～4時30分

【場所】 市役所1階第一相談室（秘書広報課広報広聴係内）

【定員】 6人※予約先着順
【申込み】 秘書広報課広報広聴係係員へ
【申込先】 551・1529へ。
※土・日・祝日を除く

年末も「空き巣狙い」「ひったくり」「すり」に注意！

年末は、買い物などで外出する機会が増え、人も多くなる時期です。そのため、空き巣狙い、ひったくり、すりなどが増える傾向があります。被害に合わないようご注意ください。



り、すりなどの被害が増える時期でもあります。被害にあわないようご注意ください。

▼次の「ひったくり」に注意ください

・短時間の外出でも、必ずすべてのドアや窓に鍵をかける。
・道を歩くときは、バッグを車道の反対側に持ち、後方に自転車やオートバイの気配を感じたら振り返って確認するなど、周囲に注意する。
・自転車のカゴには、ひったくり防止カバー・ネットをつける。
・人混みでは、バッグを常にしつかりと持つ。

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	9日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	10日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	8日(火)			
税務相談	24日(木)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分)※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
法律相談	11日(金)・16日(水)・23日(水)・30日(水)			
交通事故相談	17日(木)	午後1時30分～4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着3人(1人45分)※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎03・5320・7733 へ。
少年相談	18日(金)	午前9時～午後4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、警視庁八王子少年センター ☎042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
子ども相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。子ども家庭支援課 ☎539・2555
教育相談	毎週月～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	教育相談室(子ども応援館2階)	教育についての悩み全般に関すること。※要事前予約 教育委員会教育相談室 ☎551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時～正午、午後1時～4時	消費者相談室(もくせい会館)	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699
事業資金相談	17日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(☎551・1511 市役所代表)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(☎552・5027 社会福祉協議会)

※不審な人を見かけたら、警察に通報してください。

【問合せ】 安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

福生市まちづくりに資する寄附金(ふるさと納税)



11月1日から30日までの間に小林和人様ほか匿名2名の方から25万8,000円のご寄附をいただきました。寄附金は、寄附者のご希望等に応じ、有効に活用させていただきます。
【問合せ】 契約管財課管財係 ☎551・1535

課税課からのお知らせ

▼給与支払報告書の提出について

法令により、1月1日現在、給与の支払いをする者で、所得税を徴収する義務がある給与支払者は、1月31日までに給与受給者の前年中の給与所得の金額その他必要な事項を記載した給与支払報告書を1月1日現在の住所の市町村に提出しなければなりません。給与支払者による給与支払報告書の提出がされない場合は、給与受給者が未申告となり、課税等の証明発行がされないことや適正な課税がされないこととなります。

固定資産に関するお知らせ

■新築家屋調査のお願い

平成30年中に新築された家屋は、平成31年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。課税の根拠となる適正な価格(評価額)を算出するため、家屋の外部および内部を調査させていただきます。調査がまだ済んでいない家屋につきましては、職員が調査のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。調査は一般的な家屋の場合、30分程度で終了します。

■増築家屋について

平成30年中に増築された家屋は、平成31年度から固定資産税・都市計画税が課税されることとなります。このため、増築部分の評価を行う必要があります。家屋を増築された方は、ご連絡ください。

■平成30年中に家屋を取り壊した場合

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が平成31年度から課税されなくなりますので、ご連絡ください。

■平成30年中に家屋の用途が変更になった場合(店舗から居宅等)

平成31年度から課税の計算方法が変わる場合がありますので、ご連絡ください。

■住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

現在お住まいの住宅のうち、①耐震改修工事②バリアフリー改修工事③省エネ改修工事のいずれかを行った場合、申告により固定資産税が減額になる場合があります(都市計画税は減免されません)。詳しくは市ホームページをご覧ください。または課税課資産税係へお問い合わせください。

【問合せ】 課税課資産税係 ☎551・1614

▼従業員の方のメリット

年4回払いより、年12回払いの特別徴収の方が、1回あたりの納付額が少なくなります。また、毎月給与から差し引きされるため、納め忘れがなくなります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について

年末調整および確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額に関するお問い合わせは、個人情報保護の観点から、お受けしていません。納付額を確認する場合は、身分証明書を持参し、市役所1階3番

納税は 納期内で 元気な福生

▼特別徴収の推進について
年度の初日に給与の支払をする者で所得税を源泉徴収する義務がある給与支払者は、従業員の個人住民税を特別徴収により納入することが法律で義務付けられています。納税の公平性と納税者の利便性を図るため、ご理解・ご協力をお願いします。なお、東京都23区市町村でも特別徴収の推進を行っています。

▼源泉徴収票が送付されません
老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。65歳未満の方で老齢年金

【問合せ】 課税課市民税係 ☎551・1610

【問合せ】 ねんきんダイヤル ☎0570・051165
【問合せ】 青梅年金事務所 ☎042・303410